

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>（制定）平成29年4月14日付29環地次第2号 （改正）平成30年6月14日付30環地次第33号 （改正）令和2年3月26日付31環地次第634号 <u>（改正）令和2年10月13日付2環地次第356号</u></p>	<p>（制定）平成29年4月14日付29環地次第2号 （改正）平成30年6月14日付30環地次第33号 （改正）令和2年3月26日付31環地次第634号</p>
<p>第1から第5まで（現行のとおり）</p>	<p>第1から第5まで（略）</p>
<p>第6 本事業の実施期間</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 第4 1による助成金の交付は、平成29年度から令和<u>5</u>年度まで行う。</p>	<p>第6 本事業の実施期間</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第4 1による助成金の交付は、平成29年度から令和3年度まで行う。</p>
<p>第7（現行のとおり）</p> <p>附 則（平成29年4月14日付29環地次第2号） この要綱は、平成29年4月14日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月14日付30環地次第33号） この要綱は、平成30年6月14日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月26日付31環地次第634号） この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和2年10月13日付2環地次第356号）</u> <u>この要綱は、令和2年12月8日から施行する。</u></p>	<p>第7（略）</p> <p>附 則（平成29年4月14日付29環地次第2号） この要綱は、平成29年4月14日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月14日付30環地次第33号） この要綱は、平成30年6月14日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月26日付31環地次第634号） この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>